

○東京都市町村職員退職手当組合の執務時間に関する規則

(平成元年5月22日
規則第2号)

改正 平成 4年 7月27日 規則第3号

平成24年 2月27日 規則第3号

(東京都市町村職員退職手当組合の執務時間)

第1条 東京都市町村職員退職手当組合の執務時間は、東京都市町村職員退職手当組合の休日に関する条例（平成元年条例第3号）第1条に規定する休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(執務時間外の業務の遂行)

第2条 前条の規定は、執務時間外に業務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この規則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成4年7月27日規則第3号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成24年2月27日規則第3号）

この規則は、平成24年3月1日から施行する。